

日本で守らなければならない 自転車のルール



佐賀県交通安全キャラクター
マニャー

自転車利用時のルール

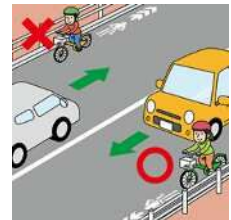
1 自転車で歩道を走るのは例外であって規則ではない

歩道と車道が明確に区別されている場所では、自転車は車道を走行する必要があります。



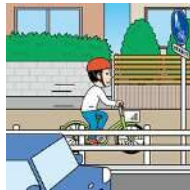
2 左側を走行する

自転車は道路の左側を走行しなければなりません。右側から追い越してくる車に注意してください。



3 歩道ではゆっくり走り、道路に沿って走行しましょう

自転車で歩道を走行する場合は、すぐに止まれる速度で走行してください。道路に近い側を走行し、歩行者の妨げにならないようにしてください。



5 ヘルメット着用

自転車に乗るときヘルメットを着用してください。
全ての世代が対象です。



4 安全ルールを守る

飲酒運転、二人乗り、並走は禁止です。

お酒を飲んだ場合は自転車に乗らないでください。自転車に乗るなら、お酒を飲まないでください。



外が暗くなるとライトが点灯します。

日没後はライトを点灯し、反射材を使用して自分の存在を他の人に知らせてください。



交差点では停止し、信号に従ってください

交差点では自転車事故が多く発生しています。交差点では一時停止し、信号を守ってください。



自転車の交通違反の罰則強化！

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が罰則の対象となりました

-違反者-

6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

-交通の危険が生じた場合-

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

※停止中の操作は
含まれません



酒気帯び運転・ほう助

-違反者・自転車提供者-

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

- 酒類の提供者/乗客

-2年以下の懲役または30万円以下の罰金

